

熊本県森林吸収量認証制度について

第1 目的

熊本県地球温暖化の防止に関する条例第20条及び熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第14条に規定する森林の保全及び整備による二酸化炭素の森林吸収に係る認証制度を定めることにより、企業等による森林の保全及び整備を促進し、もって地球温暖化の防止等の森林の公益的機能の持続的発揮に資することを目的とします。

第2 制度の名称

熊本県森林吸収量認証制度

第3 制度開始日

平成22年4月1日施行

第4 対象者

法人格を有する企業のほか、熊本県が適当と認める団体

第5 認証の要件

次に掲げる1～4の要件をすべて満たしていると認められるときに認証します。

【要件1】 企業等の森づくり協定の締結

企業等と森林所有者等との間で、熊本県内に所在する森林の整備に関する協定を締結していることが必要です。（協定の相手方の態様により要件が異なります。）

	協定の相手方	要件
森林所有者	※権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（森林法第2条2項）	(1) 協定書（様式1）の内容に沿った協定を締結していること。
森林所有者以外の者（森林組合等）	※森林所有者から森林経営を委託されるなど所有権以外の権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（森林法第10条の7）	(1) 協定書（様式1）の内容に沿った協定を締結していること。 (2) 森林所有者と森林所有者以外の者の間に長期間における森林施業の受委託契約等を締結していること。 (3) 企業等との森林整備に関する協定締結及び協定内容について森林所有者の同意を得ていること。

【要件2】 対象とする森林における森林整備活動の実施

企業等により整備が行われた森林で、次の要件を満たすものとします。

分類	要件
行為要件	植栽、萌芽整理等の森林の造成・更新行為及び下刈、除伐、間伐等の森林の保育行為であること。(※1)
面積要件	整備対象森林の面積の合計が0.1ヘクタール以上であること。
実施要件	申請時に既に実施したものであること。(※2)

※1 森林整備活動の内容が、協定や活動計画と整合がとれたものであり、かつ、行われた森林整備活動が適切であり、健全な森林として生育することが期待できるものであることを要します。

※2 森林整備活動が協定締結後、かつ、原則として申請日の属する年度の前年度に行われていることを要します(過去に認証されている活動は除きます)。

【要件3】 企業等の人的・費用負担

企業等が社員等の参加により自ら森林整備を行った場合、又は企業等が森林整備を行うための費用を森林所有者等に提供した場合で、次の人的負担又は費用負担の要件を満たすことが必要です。

森林整備の主体	態様	要件
企業等	社員の参加等により自ら森林整備を実施	概ね自社の社員(家族を含む)で構成された組織による整備活動であること。
	森林組合等に森林の整備を委託して実施	企業等が森林整備の受託者に対して森林整備費用を支払ったものであること。
森林所有者	森林所有者自ら森林整備を実施若しくは、森林所有者が森林組合等に森林の整備を委託して実施	企業等が、協定締結の相手方である森林所有者(又は森林所有者との間に長期間森林施業の受委託契約等を締結した者)に対して森林整備費用を支払ったものであること。
森林所有者との間に長期間森林施業の受委託契約等を締結した者(森林組合等)	施業受託者(森林組合等)が森林整備を実施	

※複数の主体がそれぞれ森林整備を行った場合(企業等が社員のボランティア活動を行うとともに、森林組合に委託した場合等)は、それぞれの実績を合算して二酸化炭素吸収量を算定します。

【要件4】 森林経営の継続性

協定書に森林経営の継続性を担保する条項が記載されているほか、申請時点で次の要件を満たす必要があります。

- (1) 申請時点での現況が森林であり、協定期間中に開発等土地の改変が行われる予定がないこと。
- (2) 申請時点で森林所有者等の異動などの予定がない、若しくは異動により森林経営の継続性の確保が困難な状況になる見込みがないこと。

第5 認証申請

森林吸収量認証を受けようとする企業等（申請者）は、認証申請書（様式第3号）を熊本県森林整備課みどり推進班に提出してください。

（認証申請期間）

森林整備活動を実施した日の属する年度の翌年度4月1日から6月30日までの期間内に提出してください。

（添付書類）

- (1) 森林整備に係る協定書及び森林整備活動の実施に係る計画書の写し
- (2) 整備対象森林の区域の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面
- (3) 整備対象森林の種類別の位置、面積及び実施時期を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- (4) 請求書、領収書、支払証明書など森林整備費用を支払ったことを証する書類
- (5) 整備対象森林の実施前、実施中、現況の写真
- (6) 森林所有者との間に長期間森林施業の受委託契約等を締結していることを証する書類（協定締結の相手方が森林所有者以外の者である場合）
- (7) 企業等との森林整備に関する協定の締結及び協定の内容について森林所有者の同意を得ていることを証する書類（協定締結の相手方が森林所有者以外の者である場合）
- (8) その他前各号の内容を補足する図書

（申請書の提出先・問い合わせ）

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県農林水産部森林整備課みどり推進班
Tel 096-333-2441 Fax 096-383-7704

第6 審査・認証

（1）審査・現地調査

県において提出された申請書及び添付書類の審査を行います。

また、必要に応じて整備対象森林における施業の実施状況や樹木の生育状況を把握するための現地調査を実施します。

（2）認証の決定

審査又は調査の結果、認証の可否を決定することとし、申請の締め切り後2ヶ月以内に申請者に対して認証の可否を通知します。この場合、森林吸収量認証書の交付をもってこれに替えることができます。

（3）二酸化炭素吸収量の算定

次式（IPCCガイドラインに準拠）に基づき林齢及び樹種の区別に算定した数値に、整備対象森林の面積を乗じて、企業等が森林整備活動を実施した森林により1年間に吸収されると考えられる二酸化炭素吸収量を算定します。

二酸化炭素吸収量＝幹の成長量×拡大係数×容積密度×炭素含有率×CO₂換算率×施業面積

(4) 森林吸収量認証書の内容

証書	内 容	
表面	<p>〇〇と〇〇で締結されている森林整備協定に基づき、平成〇〇年度に整備された森林による二酸化炭素吸収量は、次のとおりであることを認証します。</p> <p style="text-align: center;">二酸化炭素吸収量 〇〇〇 t - C O 2 / 年</p>	
裏面	認証内容に関する事項	協定者、協定期間、協定森林の所在地、樹種・林齢、施業時期（年度）、施業内容、施業面積
	二酸化炭素吸収量の算定に関する事項	<p>1 ha 当たりの 1 年間の二酸化炭素吸収量の数値は、I P C C ガイドラインに準拠した次式に基づいて林齢別・樹種別に算定した数値に、森林整備面積を乗じて算定しています。</p> <p>（計算式）二酸化炭素吸収量＝①成長量×②拡大係数×③容積密度×④炭素含有率×⑤二酸化炭素換算係数</p>
	認証書の利用に関する事項	<p>この認証書は、申請者の社会貢献活動の証として、熊本県が森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証するものですので、他の制度とは関わりがありません。</p> <p>また、認証書を第三者に販売又は譲渡することはできません。</p>

※申請の日の属する年度の前年度における二酸化炭素吸収量を認証します。（森林整備活動が実施された期間や時期にかかわらず、1年分の二酸化炭素吸収量が発生したものとみなします。）

(5) 発行手数料

森林吸収量認証書の発行手数料は、無料です。

第7 公表制度

県は、認証したことをホームページにより公表し、認証された企業等の名称や森林保全活動の状況を掲載し、広く県内外に紹介します。

〈公表内容〉

申請者名、森林整備の位置、森林整備の概要、認証した二酸化炭素吸収量、認証年月日

第8 企業・法人等における認証書の活用

企業等は、認証書を次の用途に利用できます。なお、この認証書を第三者に販売又は譲渡した場合には、効力を有しません。

- (1) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例第20条に定める補完的手段を実施したものとして、同条例第18条に定める事業活動温暖化対策実施状況報告書に添付すること。
- (2) CSR（社会貢献活動）やカーボン・オフセットの取組みを実施した証として広く広報活動に用いること。